

阿南市こども食堂登録制度実施要領

令和4年12月22日

保健福祉部福祉事務所地域共生推進課

(趣旨)

第1条 この要領は、阿南市内における民間主導により展開する「子どもの居場所」づくりの取り組みを各地域に広げるため、徳島県「子どもの居場所」づくり推進ガイドライン（令和元年5月29日策定）に定める「子どもの居場所」のうち、無料又は安価で栄養のバランスが良い食事や温かな団らんを提供する子ども食堂・ユニバーサルカフェなど誰もが参加できる居場所（以下「こども食堂」という。）の登録制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(登録要件)

第2条 阿南市こども食堂の登録要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 徳島県ホームページの徳島県「子ども食堂」一覧に掲載されている団体のうち、阿南市内でこども食堂を開催している団体とする。
- (2) 団体は、開催予定や活動状況等に関し、阿南市からの照会等に対し、積極的に協力しなければならない。

2 徳島県のホームページ掲載要件は次に掲げるとおりとする。

(1) 実施主体について

ア 徳島県内で「子ども食堂」を適切かつ非営利で運営するものであること。

イ 「子ども食堂」を政治活動又は宗教活動を行うことを目的として運営するものでないこと。

ウ 関係者及び関係団体が、暴力団若しくは暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいないこと。

(2) 運営について

- ア 参加者に子どもが含まれること。
- イ 子どもからの費用徴収は、無料又は低価格（実費相当額）とすること。
- ウ 食品衛生責任者を設置し、衛生管理を徹底するとともに、食物アレルギー対策に留意すること。
- エ 食中毒等に対応する保険へ加入すること。
- オ 参加者名簿を作成すること。
- カ 「子ども食堂」一覧（徳島県ホームページ）に掲載後、速やかに、管轄の保健所に「開設の届出」を行うこと。
- キ 開催予定や活動状況等に関する県からの照会等に対し、積極的に協力すること。

（登録の届出）

第3条 阿南市こども食堂の登録を希望する団体は、阿南市こども食堂登録届（様式第1号）により阿南市長（以下「市長」という。）に届け出なければならない。

（登録）

第4条 市長は、前条の規定により登録届の提出があったときは、阿南市こども食堂登録簿（様式第2号）に登録する。

2 市長は、前条の登録簿の内容について、速やかに、阿南市ホームページに掲載しなければならない。

（登録の変更）

第5条 阿南市こども食堂の登録団体（以下「団体」という。）は、前条の規定により届出した内容に変更があったときは、徳島県への報告完了後に、阿南市こども食堂登録事項変更届（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

（登録の辞退）

第6条 阿南市こども食堂に登録した団体が、次のいずれかに該当する場合は、阿南市こども食堂登録辞退届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

(1) こども食堂を取り止める場合

(2) 第2条に定める登録要件を満たさなくなった場合

2 市長は、前条の規定により辞退届の提出があったときは、速やかに、第4条に規定する登録簿の内容を消去するとともに、阿南市ホームページへの掲載内容を削除しなければならない。

(登録の取消)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条又は第5条に規定する届出の内容に虚偽があり、第2条に定める登録要件を満たしていないことが判明した場合
- (2) 第2条に定める登録要件を満たさなくなったと認める場合
- (3) 第5条に定める登録事項変更届が適切になされず、注意喚起を行ったにも関わらず、必要な対応がなされない場合
- (4) 前3号のほか、こども食堂の運営を適切に行うことができないと判断される場合

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年1月4日から施行する。